

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

1 和解について

上記のことにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月26日

川越市長 森 田 初 恵

1 相 手 方 川越市小仙波町二丁目53番地1

一般社団法人川越市医師会

会長 齊 藤 正 身

2 和解の内容

(1) 川越市（以下「甲」という。）と一般社団法人川越市医師会（以下「乙」という。）は、別表の番号1から8までの通所型サービスC（川越市ときも運動教室）に関する契約及び同表の番号9から17までのオレンジカフェに関する契約について、それぞれの契約に係る委託料のうち消費税に相当する額について取り消すこととし、当該契約に係る委託料は、次の表の中欄に掲げる契約の区分に応じ、同表の右欄に定める額であることを確認する。

番号	契約の別表の番号 (契約日)	委託料
1	1（平成28年4月1日）	2, 275, 994円
2	2（平成29年4月1日）	2, 153, 296円
3	3（平成30年4月1日）	1, 544, 677円
4	4（平成31年4月1日）	1, 471, 694円

5	6 (令和3年5月25日)	555,502円
6	7 (令和4年4月1日)	1,311,867円
7	8 (令和5年4月1日)	1,059,066円
8	9 (平成27年4月1日)	77,000円
9	10 (平成28年4月1日)	161,000円
10	11 (平成29年4月1日)	161,000円
11	12 (平成30年4月1日)	168,000円
12	13 (平成31年4月1日)	203,000円
13	15 (令和3年4月1日)	21,000円
14	16 (令和4年4月1日)	140,000円
15	17 (令和5年4月1日)	161,000円

- (2) 別表の番号1から17までの契約に基づき、甲が乙に前号の表の番号の区分における契約に応じて支払った次の表の既払いの金額の欄に掲げる金額から、同号の表の委託料の欄の金額を差し引いた額（返還金額）について、乙は、甲に対し返還する義務があることを確認する。

前号の表の番号	既払いの金額	返還金額
1	2,457,920円	181,926円
2	2,325,120円	171,824円
3	1,667,940円	123,263円
4	1,600,276円	128,582円
5	610,948円	55,446円
6	1,442,818円	130,951円
7	1,164,794円	105,728円
8	83,160円	6,160円
9	173,880円	12,880円
10	173,880円	12,880円
11	181,440円	13,440円

12	221,340円	18,340円
13	23,100円	2,100円
14	154,000円	14,000円
15	177,100円	16,100円
合計	12,457,716円	993,620円

- (3) 乙は、甲に対し、前号の規定により算出した額（993,620円）のうち471,247円（同号の表4から7まで及び12から15までの返還金額の合計額）の支払義務があることを認める。
- (4) 乙は、甲に対し、前号の金員を甲が指定する方法により、令和7年5月15日までに支払う。この場合において、当該支払に生じた手数料は、乙が負担する。
- (5) 甲は、本件に関し、その余の請求を放棄する。
- (6) 乙において本件に関し発生した費用は、乙が負担する。
- (7) 甲及び乙は、前各号に定めるもののほか、本件に関して甲乙間に債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) この合意に関する費用は、各自の負担とする。

別表

事業名：通所型サービスC（川越市ときも運動教室）

番号	契約日	支払額	うち消費税相当額
1	平成28年4月1日	2,457,920円	181,926円
2	平成29年4月1日	2,325,120円	171,824円
3	平成30年4月1日	1,667,940円	123,263円
4	平成31年4月1日	1,600,276円	128,582円
5	令和2年4月1日	0円	0円
6	令和3年5月25日	610,948円	55,446円
7	令和4年4月1日	1,442,818円	130,951円
8	令和5年4月1日	1,164,794円	105,728円

事業名：オレンジカフェ

番号	契約日	支払額	うち消費税相当額
9	平成27年4月1日	83,160円	6,160円
10	平成28年4月1日	173,880円	12,880円
11	平成29年4月1日	173,880円	12,880円
12	平成30年4月1日	181,440円	13,440円
13	平成31年4月1日	221,340円	18,340円
14	令和2年4月1日	0円	0円
15	令和3年4月1日	23,100円	2,100円
16	令和4年4月1日	154,000円	14,000円
17	令和5年4月1日	177,100円	16,100円

### 3 事案の概要

平成27年度から令和5年度までの間、本市が委託して実施している地域支援事業において、消費税に相当する額を含んだ委託料を支払うことを内容とした業務委託契約について、当該委託料に係る消費税が非課税であったことが判明したことから、本市が支払った委託料のうち消費税に相当する額に関し、相手方に対して支払を求めようとするものである。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

1 和解について

上記のことにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月26日

川越市長 森 田 初 恵

1 相 手 方 川越市大字安比奈新田292番地1

社会福祉法人真正会

理事長 齊 藤 正 身

2 和解の内容

- (1) 川越市（以下「甲」という。）と社会福祉法人真正会（以下「乙」という。）は、別表の番号1から9までのオレンジカフェに関する契約について、それぞれの契約に係る委託料のうち消費税に相当する額について取り消すこととし、当該契約に係る委託料は、次の表の中欄に掲げる契約の区分に応じ、同表の右欄に定める額であることを確認する。

番号	契約の別表の番号 (契約日)	委託料
1	1 (平成27年4月1日)	581,000円
2	2 (平成28年4月1日)	581,000円
3	3 (平成29年4月1日)	651,000円
4	4 (平成30年4月1日)	973,000円
5	5 (平成31年4月1日)	903,000円

6	7 (令和3年4月1日)	112,000円
7	8 (令和4年4月1日)	413,000円
8	9 (令和5年4月1日)	623,000円

- (2) 別表の番号1から9までの契約に基づき、甲が乙に前号の表の番号の区分における契約に応じて支払った次の表の既払いの金額の欄に掲げる金額から、同号の表の委託料の欄の金額を差し引いた額（返還金額）について、乙は、甲に対し返還する義務があることを確認する。

前号の表の番号	既払いの金額	返還金額
1	627,480円	46,480円
2	627,480円	46,480円
3	703,080円	52,080円
4	1,050,840円	77,840円
5	983,220円	80,220円
6	123,200円	11,200円
7	454,300円	41,300円
8	685,300円	62,300円
合計	5,254,900円	417,900円

- (3) 乙は、甲に対し、前号の規定により算出した額（417,900円）のうち195,020円（同号の表5から8までの返還金額の合計額）の支払義務があることを認める。
- (4) 乙は、甲に対し、前号の金員を甲が指定する方法により、令和7年5月15日までに支払う。この場合において、当該支払に生じた手数料は、乙が負担する。
- (5) 甲は、本件に関し、その余の請求を放棄する。
- (6) 乙において本件に関し発生した費用は、乙が負担する。
- (7) 甲及び乙は、前各号に定めるもののほか、本件に関して甲乙間に債権債務がないことを相互に確認する。

(8) この合意に関する費用は、各自の負担とする。

別表

事業名：オレンジカフェ

番号	契約日	支払額	うち消費税相当額
1	平成27年4月1日	627,480円	46,480円
2	平成28年4月1日	627,480円	46,480円
3	平成29年4月1日	703,080円	52,080円
4	平成30年4月1日	1,050,840円	77,840円
5	平成31年4月1日	983,220円	80,220円
6	令和2年4月1日	0円	0円
7	令和3年4月1日	123,200円	11,200円
8	令和4年4月1日	454,300円	41,300円
9	令和5年4月1日	685,300円	62,300円

### 3 事案の概要

平成27年度から令和5年度までの間、本市が委託して実施している地域支援事業において、消費税に相当する額を含んだ委託料を支払うことを内容とした業務委託契約について、当該委託料に係る消費税が非課税であったことが判明したことから、本市が支払った委託料のうち消費税に相当する額に関し、相手方に対して支払を求めようとするものである。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

1 和解について

上記のことにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月26日

川越市長 森 田 初 恵

1 相 手 方 毛呂山町大字毛呂本郷38番地

学校法人埼玉医科大学

理事長 丸 木 清 之

2 和解の内容

(1) 川越市（以下「甲」という。）と学校法人埼玉医科大学（以下「乙」という。）は、別表の番号1から5までの通所型サービスC（川越市ときも運動教室）に関する契約について、それぞれの契約に係る委託料のうち消費税に相当する額について取り消すこととし、当該契約に係る委託料は、次の表の中欄に掲げる契約の区分に応じ、同表の右欄に定める額であることを確認する。

番号	契約の別表の番号 (契約日)	委託料
1	1（平成28年4月1日）	4, 132, 730円
2	2（平成29年4月1日）	3, 077, 135円
3	3（平成30年4月1日）	1, 874, 309円
4	4（平成31年4月1日）	1, 733, 667円

(2) 別表の番号1から5までの契約に基づき、甲が乙に前号の表の番号

の区分における契約に応じて支払った次の表の既払いの金額の欄に掲げる金額から、同号の表の委託料の欄の金額を差し引いた額（返還金額）について、乙は、甲に対し返還する義務があることを確認する。

前号の表 の番号	既払いの金額	返還金額
1	4, 463, 000円	330, 270円
2	3, 322, 580円	245, 445円
3	2, 023, 820円	149, 511円
4	1, 885, 236円	151, 569円
合計	11, 694, 636円	876, 795円

- (3) 乙は、甲に対し、前号の規定により算出した額（876, 795円）のうち151, 569円（同号の表4の返還金額）の支払義務があることを認める。
- (4) 乙は、甲に対し、前号の金員を甲が指定する方法により、令和7年5月15日までに支払う。この場合において、当該支払に生じた手数料は、乙が負担する。
- (5) 甲は、本件に関し、その余の請求を放棄する。
- (6) 乙において本件に関し発生した費用は、乙が負担する。
- (7) 甲及び乙は、前各号に定めるもののほか、本件に関して甲乙間に債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) この合意に関する費用は、各自の負担とする。

別表

事業名：通所型サービスC（川越市ときも運動教室）

番号	契約日	支払額	うち消費税相当額
1	平成28年4月1日	4,463,000円	330,270円
2	平成29年4月1日	3,322,580円	245,445円
3	平成30年4月1日	2,023,820円	149,511円
4	平成31年4月1日	1,885,236円	151,569円
5	令和2年4月1日	0円	0円

### 3 事案の概要

平成28年度から令和2年度までの間、本市が委託して実施している地域支援事業において、消費税に相当する額を含んだ委託料を支払うことを内容とした業務委託契約について、当該委託料に係る消費税が非課税であったことが判明したことから、本市が支払った委託料のうち消費税に相当する額に関し、相手方に対して支払を求めようとするものである。



報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

1 和解について

上記のことにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月26日

川越市長 森 田 初 恵

1 相 手 方 川越市大字天沼新田247番地2

社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉

理事長 片 岡 正 雄

2 和解の内容

(1) 川越市（以下「甲」という。）と社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉（以下「乙」という。）は、別表の番号1から9までのオレンジカフェに関する契約について、それぞれの契約に係る委託料のうち消費税に相当する額について取り消すこととし、当該契約に係る委託料は、次の表の中欄に掲げる契約の区分に応じ、同表の右欄に定める額であることを確認する。

番号	契約の別表の番号 (契約日)	委託料
1	1 (平成27年4月1日)	161,000円
2	2 (平成28年4月1日)	238,000円
3	3 (平成29年4月1日)	308,000円
4	4 (平成30年4月1日)	329,000円
5	5 (平成31年4月1日)	273,000円

6	7 (令和3年4月1日)	63,000円
7	8 (令和4年4月1日)	154,000円
8	9 (令和5年4月1日)	154,000円

- (2) 別表の番号1から9までの契約に基づき、甲が乙に前号の表の番号の区分における契約に応じて支払った次の表の既払いの金額の欄に掲げる金額から、同号の表の委託料の欄の金額を差し引いた額（返還金額）について、乙は、甲に対し返還する義務があることを確認する。

前号の表 の番号	既払いの金額	返還金額
1	173,880円	12,880円
2	257,040円	19,040円
3	332,640円	24,640円
4	355,320円	26,320円
5	297,220円	24,220円
6	69,300円	6,300円
7	169,400円	15,400円
8	169,400円	15,400円
合計	1,824,200円	144,200円

- (3) 乙は、甲に対し、前号の規定により算出した額（144,200円）のうち61,320円（同号の表5から8までの返還金額の合計額）の支払義務があることを認める。
- (4) 乙は、甲に対し、前号の金員を甲が指定する方法により、令和7年5月15日までに支払う。この場合において、当該支払に生じた手数料は、乙が負担する。
- (5) 甲は、本件に関し、その余の請求を放棄する。
- (6) 乙において本件に関し発生した費用は、乙が負担する。
- (7) 甲及び乙は、前各号に定めるもののほか、本件に関して甲乙間に債権債務がないことを相互に確認する。

(8) この合意に関する費用は、各自の負担とする。

別表

事業名：オレンジカフェ

番号	契約日	支払額	うち消費税相当額
1	平成27年4月1日	173,880円	12,880円
2	平成28年4月1日	257,040円	19,040円
3	平成29年4月1日	332,640円	24,640円
4	平成30年4月1日	355,320円	26,320円
5	平成31年4月1日	297,220円	24,220円
6	令和2年4月1日	0円	0円
7	令和3年4月1日	69,300円	6,300円
8	令和4年4月1日	169,400円	15,400円
9	令和5年4月1日	169,400円	15,400円

### 3 事案の概要

平成27年度から令和5年度までの間、本市が委託して実施している地域支援事業において、消費税に相当する額を含んだ委託料を支払うことを内容とした業務委託契約について、当該委託料に係る消費税が非課税であったことが判明したことから、本市が支払った委託料のうち消費税に相当する額に関し、相手方に対して支払を求めようとするものである。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月25日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

1 和解について

上記のことにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月26日

川越市長 森 田 初 恵

1 相 手 方 川口市大字木曾呂1317番地

医療生協さいたま生活協同組合

理事長 雪 田 慎 二

2 和解の内容

(1) 川越市（以下「甲」という。）と医療生協さいたま生活協同組合（以下「乙」という。）は、別表の番号1から9までのオレンジカフェに関する契約について、それぞれの契約に係る委託料のうち消費税に相当する額について取り消すこととし、当該契約に係る委託料は、次の表の中欄に掲げる契約の区分に応じ、同表の右欄に定める額であることを確認する。

番号	契約の別表の番号 (契約日)	委託料
1	1 (平成27年4月1日)	119,000円
2	2 (平成28年4月1日)	154,000円
3	3 (平成29年4月1日)	112,000円
4	4 (平成30年4月1日)	168,000円
5	5 (平成31年4月1日)	217,000円

6	9（令和5年4月1日）	98,000円
---	-------------	---------

- (2) 別表の番号1から9までの契約に基づき、甲が乙に前号の表の番号の区分における契約に応じて支払った次の表の既払いの金額の欄に掲げる金額から、同号の表の委託料の欄の金額を差し引いた額（返還金額）について、乙は、甲に対し返還する義務があることを確認する。

前号の表の番号	既払いの金額	返還金額
1	128,520円	9,520円
2	166,320円	12,320円
3	120,960円	8,960円
4	181,440円	13,440円
5	236,320円	19,320円
6	107,800円	9,800円
合計	941,360円	73,360円

- (3) 乙は、甲に対し、前号の規定により算出した額（73,360円）のうち29,120円（同号の表5及び6の返還金額の合計額）の支払義務があることを認める。
- (4) 乙は、甲に対し、前号の金員を甲が指定する方法により、令和7年5月15日までに支払う。この場合において、当該支払に生じた手数料は、乙が負担する。
- (5) 甲は、本件に関し、その余の請求を放棄する。
- (6) 乙において本件に関し発生した費用は、乙が負担する。
- (7) 甲及び乙は、前各号に定めるもののほか、本件に関して甲乙間に債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) この合意に関する費用は、各自の負担とする。

別表

事業名：オレンジカフェ

番号	契約日	支払額	うち消費税相当額
1	平成27年4月1日	128,520円	9,520円
2	平成28年4月1日	166,320円	12,320円
3	平成29年4月1日	120,960円	8,960円
4	平成30年4月1日	181,440円	13,440円
5	平成31年4月1日	236,320円	19,320円
6	令和2年4月1日	0円	0円
7	令和3年4月1日	0円	0円
8	令和4年4月1日	0円	0円
9	令和5年4月1日	107,800円	9,800円

### 3 事案の概要

平成27年度から令和5年度までの間、本市が委託して実施している地域支援事業において、消費税に相当する額を含んだ委託料を支払うことを内容とした業務委託契約について、当該委託料に係る消費税が非課税であったことが判明したことから、本市が支払った委託料のうち消費税に相当する額に関し、相手方に対して支払を求めようとするものである。